

令和5年度 地域型住宅グリーン化事業 ＜事業の概要等＞について

地域型住宅グリーン化事業実施支援室

注意事項

- ◆ 本資料、説明動画は手続きの概要及び留意点等を説明したものです。
 - ▶ 本資料は、実施支援室のホームページに掲載しています。
 - ▶ 説明動画は、実施支援室のホームページからアクセスしてください。
※視聴にはグループ事務局にお知らせしたID、パスワードが必要です。
- ◆ 補助の要件、手続き等については、**交付申請等手続きマニュアルや交付規程等を必ずよく確認**いただいた上で手続きを行ってください。
- ◆ これらに基づかずに事業を実施した場合には、**補助金が交付されない、または交付決定を取り消す場合があります**のでご注意ください。
- ◆ 本事業の**最新の情報は次のホームページ、グループ事務局ツールにてお知らせ**しますので、常時ご確認ください。
 - ・ 地域型住宅グリーン化事業評価事務局ホームページ
<http://chiiki-grn.jp/>
 - ・ 長寿命型実施支援室ホームページ
<https://www.chiiki-grn-chojyu.jp/index.html>
 - ・ ゼロ・エネルギー住宅型実施支援室ホームページ
<https://www.kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo/index.html>

グループ代表・グループ事務局の皆様へ

- ◆ グループの取り組み、共通ルールはグループ内で共有してください。
- ◆ **募集要領、交付要綱、交付規程及び交付申請手続きマニュアル**の内容を理解のうえ、グループ構成員と共有し本事業に取り組んでください。
- ◆ グループ事務局は、交付申請等の手続きに関して施工事業者から委任を受けて対応していただきます。手続きについては、**施工事業者と常に共有し対応**しなければなりません。
- ◆ 交付申請、完了実績報告の内容を確認し、**本事業の要件等に適合**していること、**グループの共通ルールに適合**していること、**申請内容に不備が無い**ことを確認してから、登録・申請をおこなってください。
- ◆ 交付申請手続において、実施支援室から質疑があった際は、速やかに対応してください。質疑の内容が分からない場合は、グループから実施支援室に問い合わせしてください。
- ◆ **評価事務局や実施支援室からのお知らせは、施工事業者と常に共有**してください。
- ◆ 交付申請手続きに先立ち、グループにはマニュアル遵守等の重要事項に関して誓約していただきます。誓約がなされない場合は、交付申請ツールによる申請が行えませんのでご注意ください。

事業概要～目的・概要

地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算：

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

別紙

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。

グループの構築



共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

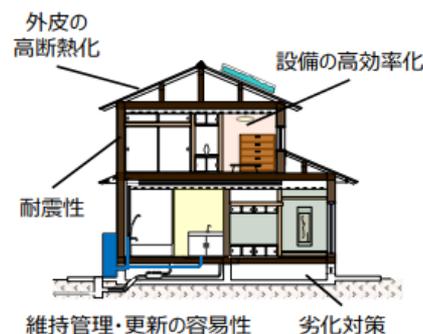
地域型住宅の整備

【補助対象】

長寿命型



補助対象となる住宅のイメージ



+

【加算措置】①～④の併用が可能

- ①地域材加算
・柱・梁・桁・土台の過半又は全てに地域材を使用
- ②和の住まい加算(地域住文化加算)
・地域の伝統的な建築技術を活用
- ③三世代同居加算
・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれか2つを複数箇所設置
- ④バリアフリー加算
・バリアフリー対策を実施

【補助限度額】140万円/戸等

国土交通省プレスリリース資料より(令和5年4月26日)

令和4年度事業からの主な変更点①

1 補助金活用方法について

補助金活用の方法は、次の2種類とし、いずれかを物件毎に選択します。

- ① **【こどもエコ活用タイプ】** 本体部分はこどもエコすまい支援事業の補助金(定額100万円)を活用しつつ、さらに本事業で加算部分を補助
- ② **【通常タイプ】** 本事業で本体部分と加算部分を補助

2 補助対象とならない住宅

ZEH水準未満の住宅とZEH水準以上であっても壁量計算等による耐震等級1の住宅は**対象外**

3 ゼロ・エネルギー住宅型と高度省エネ型の統合について

令和4年度事業までの高度省エネ型をゼロ・エネルギー住宅型に**統合**

4 請負契約による住宅の着手の定義変更と契約締結時期の制限廃止

着工日をもって「着手」とします。請負契約締結日は着工前であれば契約時期を問いません。

5 着工後の物件登録について

物件登録は、対象住宅の**請負契約済又は売買契約済かつ着工済**の住宅が**対象**

※物件登録後の着工や、登録した建設地と申請した建設地、着工日が異なる場合は、当該交付申請を**無効**とします。

6 施工事業者の制限の緩和及び補助対象となる経費の扱いについて

令和4年度事業までゼロ・エネルギー住宅型及び高度省エネ型で設けていた施工事業者に対する制限（外皮計算、一次エネルギー消費量計算に寄与する工事は施工事業者に限定）を**廃止**

施工事業者が契約した補助対象経費のみが**対象**

（元請けであり、かつ全体工事費の過半を請け負うことは変更なし）

[次ページに続く](#)

令和4年度事業からの主な変更点②

7 加算種類の変更について

主要構造材(柱・梁・桁・土台)の全てに地域材を使用した場合の「地域材加算(全て)」を**新設**
令和4年度事業まで実施していた「若者・子育て世帯加算」は、令和5年度事業は**休止**

8 補助額の変更について

住宅の性能、活用実績ごとに、選択する加算メニューの数に応じて**上限額を設定**

※加算措置の種類ごとに上限額は設けていません。

※【**こどもエコ活用タイプ**】は加算額のみ申請はできません。

※【**通常タイプ**】の本体部分の補助額は、住宅の性能、活用実績にかかわらず同額です。

9 施工事業者1社が受けられる補助金活用戶数の上限について

長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型**それぞれ7戸**ずつ（上限額による制限ではありません）

10 交付申請、完了実績報告の手続きについて

・ZEH水準等の確認書類は**交付申請時に提出**

（認定長期優良住宅の認定書、認定低炭素住宅の認定書、BELS評価書等）

・売買契約による住宅は、対象住宅の売買契約書を**交付申請時に提出**

・【**こどもエコ活用タイプ**】はこどもエコすまい支援事業の手続きで必要な書類を**物件登録時に提出**

11 ゼロ・エネルギー住宅型の延べ面積制限の導入について

対象住宅の延べ面積の下限を**50 m²/戸**とします。

事業概要～要件①

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.1、2.2.2、2.2.3参照

◆ 本事業の共通要件

1 主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による）が木造であること

2 グループの共通ルール等に則し、グループ構成員の施工事業者により供給される住宅の新築であること

- 請負契約の住宅は、施工事業者と建築主が工事請負契約を締結し、当該施工事業者が施工
- 売買契約の住宅は、施工事業者が施工し、かつ当該住宅の売主として買主と売買契約を締結

3 事業の種類に応じた次の要件を満たすこと

長寿命型	長期優良住宅の認定を受けた住宅であること ※1
ゼロ・エネルギー住宅型 ※2	ZEH、Nearly ZEH 再生可能エネルギー等により一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅であること ※3 ZEH Oriented 外皮の高断熱化及び高効率な設備を備えたゼロ・エネルギーハウス指向型住宅であること ※3 認定低炭素住宅 低炭素住宅の認定を受けた住宅とし、再生可能エネルギー利用設備は敷地内に設置することと ※1

※1 **ZEH水準**であること

※2 住宅部分の延べ面積が**50㎡以上**であること

※3 **戸建住宅**であること

次ページに続く

事業概要～要件②

➤ゼロ・エネルギー住宅型と高度省エネ型の統合について

令和5年度事業では、令和4年度事業までの認定低炭素住宅（高度省エネ型）はゼロ・エネルギー住宅型に統合されました。

令和5年度事業

ゼロ・エネルギー住宅型

ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応	ZEH Nearly ZEH
ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH	ZEH Nearly ZEH
ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素	ZEH Oriented 認定低炭素住宅



令和4年度事業

ゼロ・エネルギー住宅型

ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応	ZEH Nearly ZEH
ゼロ・エネルギー住宅型	ZEH Nearly ZEH ZEH Oriented
高度省エネ型	認定低炭素住宅

次ページに続く

事業概要～要件③

➤ 「Z E H水準」とは （「認定長期優良住宅」及び「認定低炭素住宅」で求める要件）

「強化外皮基準」 + 「一次エネルギー消費量が省エネ基準値から20%以上削減」

「強化外皮基準」

住宅性能表示制度の断熱等性能等級5の基準

「一次エネルギー消費量が省エネ基準値から20%以上削減」

住宅性能表示制度の一次エネルギー消費量等級6の基準

➤ 再生可能エネルギー等※を除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%以上削減（BEI 0.8以下）となる省エネ性能

※ 「再生可能エネルギー等」とは

「太陽光発電システム」、「コージェネレーションシステムの逆流」によるエネルギーのこと

＜「Z E H水準」の確認方法＞

次の何れかとします。

- ① 令和4年10月1日施行の認定基準により取得した「認定長期優良住宅」や「認定低炭素住宅」であること
- ② ①より前の認定基準により「認定長期優良住宅」や「認定低炭素住宅」の認定を取得したものは、BELS評価書又は住宅性能評価書でZ E H水準が確認できること

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3、及び募集要領【別紙3】及び説明動画第4部【資料4】参照
次ページに続く

事業概要～要件④

4 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者、または本事業で定める講習会等の受講者等であること

- 平成24年度から平成30年度までに全国で実施されていた「住宅省エネルギー技術講習会（施工技術者講習会、設計者講習会）」
- 令和元年度から令和4年度にオンラインで実施された「改正建築物省エネ法オンライン講座」及び令和4年度に実施された「断熱施工実技研修会（全国木造建設事業協会）」
- 令和5年度に実施する「改正建築物省エネ法オンライン講座」 「令和5年度断熱施工実技研修会」
<https://shoenehou-online.jp/> <https://dannetsusekou.kennetserve.jp/>

5 採択通知の日付以降に着工すること

- 着工**を事業着手とし「**根切工事または基礎杭打ち工事に着手した時点**」とします。

建築士により証明していただきます。

※着工可能日より前に着工していないこと、物件登録時点で着工済であること、関係法令を遵守した着工であることの確認として、建築士により着工日を証明した書類を交付申請時に提出していただきます。

- 着工が可能となる日**は施工事業者の登録時期に応じた**①または②**とします。

	施工事業者の登録時期	着工可能日
①	適用申請書提出時までに「適用申請書入力ツール」で電子承認済の施工事業者	採択通知の日 (令和5年7月3日)
②	本事業の計画変更手続きでグループに追加した施工事業者	追加の手続きを行った計画変更の受付期間終了日の翌日

※認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の認定申請日以降に着工している等、着工に際しては**関係法令を遵守**しなければなりません。

請負の住宅は、**工事請負契約締結後に着工**した住宅が対象です。
売買の住宅は、着工後に住宅の売買契約の締結でも構いません。

次ページに続く

事業概要～要件⑤

※詳しくは、マニュアル第1章3.5参照

- 着工後、交付申請のうえ交付決定を受けた住宅は、完了実績報告期限までに事業完了し、完了実績報告しなければなりません。

完了実績報告提出期限は、原則として令和6年2月9日（金）です。期日に遅れないよう着工の時期にご注意ください。

- 事業完了とは「対象住宅の工事が完成」し、「契約に基づく工事費全額（売買は費用全額）が精算された時点」とします。
- 「対象住宅の工事が完成」とは次のとおり

建築確認の有無	確認書類	本事業において完成と判断する日
確認申請が必要な地域	検査済証	検査済証の交付日
確認申請が不要な地域	次の何れか ※完了実績報告で提出される書類により異なります。 ・住宅瑕疵担保責任保険の保険証券または保険付保証明書…… ・建設住宅性能評価書…… ・建物の不動産登記の現在事項証明……	保険期間の開始日 評価書の交付日 表題部の原因の日付

- **【こどもエコ活用タイプ】**では、上記の**事業完了かつ、引渡し・入居後**に完了実績報告となります。

次ページに続く

事業概要～要件⑥

6 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を積極的に使用すること

- 地域材とは、対象住宅に使用する木材が、適用申請書でグループ指定の認証制度等によっても、原木供給から中小住宅生産者等までグループ構成員により供給されるものであること

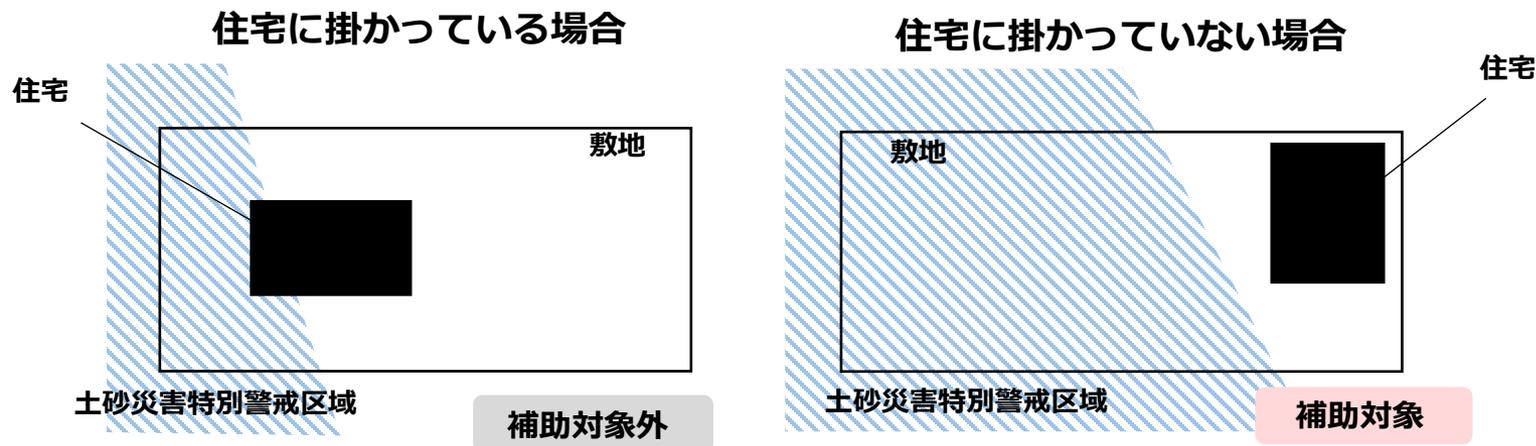
7 住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっていないこと

- 対象住宅の着工時点で「土砂災害特別警戒区域」に指定されていないことを交付申請時に建築士により証明していただきます。

建築士により証明していただきます。

※区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体にお問い合わせください。

＜土砂災害特別警戒区域における住宅の取り扱い＞



次ページに続く

事業概要～要件⑦

8 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による**勧告に従わなかった旨の公表がされていないこと**

建築士により証明していただきます。

「都市再生特別措置法第88条第5項の規定」とは、
「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できるとされている規定です。

9 契約形態に係る制限

➤ 施工事業者の制限

施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を**元請け**となり、確認申請における「工事施工者」として、その工事に**直接的責任**を負うものであること

※「元請」とは、**全体工事費の過半を単独で請け負うこと**

※建築主が複数の専門事業者に直接発注する方式(直営)で建設する住宅は、**補助対象外**

➤ 分離発注における制限

経費になり得る工事を施工事業者以外が請け負った場合、その工事費は補助額上限の算定において補助対象、補助対象経費に算入することはできません。

➤ 本事業の加算を受ける場合

加算措置に関する補助を受ける場合、加算の要件を満たすための工事は、施工事業者の補助対象となる経費に含めなければなりません。

[次ページに続く](#)

事業概要～要件⑧

10 補助金活用方法は、①または②から物件毎に選択すること

- ① **【こどもエコ活用タイプ】** 本体部分はこどもエコすまい支援事業の補助金(定額100万円)を活用しつつ、さらに本事業で加算部分を補助
- ② **【通常タイプ】** 本事業で本体部分と加算部分を補助

<イメージ>

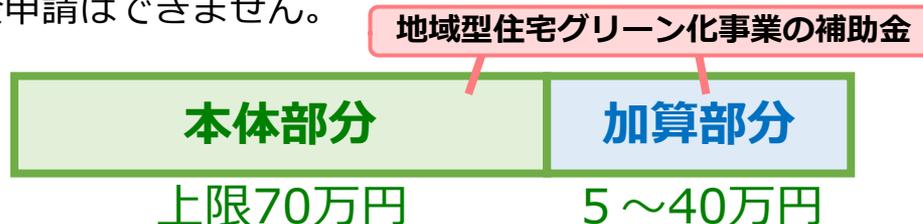
① **【こどもエコ活用タイプ】**



- **本体部分**はこどもエコすまい支援事業の補助金を活用し
加算部分は地域型住宅グリーン化事業の補助金を活用するタイプ

- ※加算額は、住宅の性能、活用実績、加算メニューを選択する数などに応じた額となります。
- ※一部の住宅の性能において【こどもエコ活用タイプ】を活用することができません。
- ※**本体部分**の補助が受けられない場合は、【こどもエコ活用タイプ】は活用できません。
- ※**加算部分**のみの補助金申請はできません。

② **【通常タイプ】**



- **本体部分**、**加算部分**の両方で地域型住宅グリーン化事業の補助金を活用するタイプ

- ※加算額は、住宅の性能、活用実績、加算メニューを選択する数などに応じた額となります。
- ※**本体部分**のみの補助金申請はできますが、**加算部分**のみの補助金申請はできません。

次ページに続く

事業概要～要件⑨

【こどもエコ活用タイプ】について

※こどもエコすまい支援事業 交付申請等の要件については
こどもエコすまい支援事業の「交付申請の手引き」参照

- ・「地域型住宅グリーン化事業の要件」と「こどもエコすまい支援事業の要件」の両方を満たす必要があります。
こどもエコすまい支援事業の要件等は、こどもエコすまい支援事業のホームページ掲載の手引きを参照してください。 <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/document-download/>
- ・こどもエコすまい支援事業で交付決定に至らない場合や同事業の要件等を満たさない場合は、本事業加算部分の補助金は交付されません。
- ・地域型住宅グリーン化事業の申請フォーム（グループ事務局ツール）を通じて、こどもエコすまい支援事業を含めた両事業の交付申請、完了実績報告をしていただきます。
- ・施工事業者は、予め「住宅省エネ2023キャンペーンのポータルサイト」でこどもエコすまい支援事業の「事業者登録」を行ってください。「事業者登録」で発行される「登録事業者番号」「統括アカウント」「担当者アカウント」を物件登録の際に入力していただきます。
- ・【こどもエコ活用タイプ】を活用の際は、物件登録時に本事業で必要な施工事業者ごとの枠種等の選択および申請内容、住宅情報、着工日の入力その他、こどもエコすまい支援事業の交付申請（交付申請の予約を含む）に必要な添付書類（住宅の性能を証明する住宅証明書（長期優良住宅の認定書、BELS評価書等）等の写しや契約書、住民票の写し等）も提出していただきます。
- ・こどもエコすまい支援事業に単独で交付申請（交付申請の予約を含む）を行った住宅は【こどもエコ活用タイプ】の利用はできません。
- ・こどもエコすまい支援事業に関する交付申請や完了実績報告の審査はこどもエコすまい支援事業事務局で行われ、その質疑対応はこどもエコすまい支援事業事務局と直接行っていただきます。
- ・こどもエコすまい支援事業の交付決定や補助金の交付は、こどもエコすまい支援事業事務局から行われます。

次ページに続く

事業概要～要件⑩

◆ ZEH又はZEH水準の住宅に求める共通要件①

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.2参照

次の何れかを満たすこと

- (1) 断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ**構造計算**を実施したものであること
- (2) 階数が2階以下、かつ床面積が500 m²以下で、以下の①、②、③のいずれかを満たしたものであること
 - ① 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」※1又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたもの
 - ② 住宅性能表示制度の**耐震等級3**※2であるもの
 - ③ 住宅性能表示制度の**耐震等級2**※2を満たし、かつ、建築主又は買主へ下記内容の**説明及び同意取得**を行うもの

※1 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

※2 住宅性能評価書の取得や建築士による確認・証明等によって確認ができるもの

<建築主又は買主への説明及び同意取得事項>

- ・国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令・告示当の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となること
- ・当該住宅が、上記見直しにより見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

長期認定を取得する場合、構造安全性の確認方法（構造計算、壁量計算等）や壁量計算等で行う場合の耐震性能（耐震等級）は、長期認定を取得した内容と本事業の共通要件の選択は整合させてください。

次ページに続く

事業概要～要件⑪

◆ ZEH又はZEH水準の住宅に求める共通要件②

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.2参照

住宅の省エネ性能	構造安全性の確認方法	耐震性能等	交付申請時	交付申請提出書類	完了実績報提出書類	交付申請後の構造安全性の確認方法、耐震性能の変更※		
ZEH 又は ZEH水準	構造計算による	耐震等級不問	確認方法 耐震性能 選択	—	<ul style="list-style-type: none"> 長期認定関係書類 住宅性能評価関係書類 建築士法の安全証明等 			
	壁量計算等による (階数2以下かつ500㎡以下)	壁量等基準(案)	確認方法 耐震性能 選択	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築士による証明書 			
		耐震等級3	確認方法 耐震性能 選択	—	<ul style="list-style-type: none"> 長期認定関係書類 住宅性能評価関係書類 建築士による証明書 			
		耐震等級2	確認方法 耐震性能 選択	同意書	<ul style="list-style-type: none"> 長期認定関係書類 住宅性能評価関係書類 建築士による証明書等 			
		耐震等級1	交付申請時に 選択	対象外				
ZEH水準外	対象外							

(● → ● ● → ●) : **変更可** →完了実績報時に修正してください。
 (● → ●) : **変更不可** →交付申請後の変更は一切不可。

事業概要～補助金額①

◆ 本体部分の補助金額

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1、2.3.2、募集要領【別紙2】参照
こどもエコすまい支援事業交付申請等の要件について（交付申請の手引き）参照

- ◇ **【こどもエコ活用タイプ】** は、こどもエコすまい支援事業の要件等を満たす場合に、こどもエコすまい支援事業事務局から支払われます。
- ◇ **【通常タイプ】** は、地域型住宅グリーン化事業の要件等を満たす場合に、地域型住宅グリーン化事業実施支援室から支払われます。
 - 施工事業者の補助金活用実績※1に係わらず、1戸あたりの補助額の上限は70万円です。ただし、施工事業者の補助金活用実績※1に応じて補助金を活用する実施枠※2に制限があります。

※1、※2「補助金活用実績」は本資料 24ページ※1参照

◆ 本体部分の補助金額の算出

- ◇ **【こどもエコ活用タイプ】** の本体部分の補助金額は、こどもエコすまい支援事業では1戸あたり100万円となっています。
- ◇ **【通常タイプ】** の本体部分の補助金額は、次の額とします。

「補助対象となる経費×1/10」以内の額で、**35万円から70万円**の範囲内

※補助金額は**5万円単位**とし、「補助対象となる経費」×1/10の額の端数は切り捨てとします。
※加算額は、算出した本体部分の補助金額に加算することができます。

[次ページに続く](#)

事業概要～補助金額②

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3(4)参照

◆ 加算措置の補助金額

- 加算の要件を満たす場合に、1戸当たりの本体部分の補助金額に加算できます。
加算措置は5種類あり、活用実績や選択する数等により**5万円～40万円**の加算額とします。
- 加算額は、本体部分の補助金額を受け、加算措置の要件を満たす場合に予算の範囲で上乗せできます。

＜加算措置の種類＞ ※（ ）内の番号は採択通知の加算メニューの番号

- a) **地域材加算（全て）** ～地域材利用
主要構造材（柱・梁・桁・土台）の**全て**において、本事業における「地域材」の考え方に示す「地域材」を使用する場合に補助金額を加算
- b) **地域材加算（過半）** ～地域材利用
主要構造材（柱・梁・桁・土台）の**過半**において、本事業における「地域材」の考え方に示す「地域材」を使用する場合に補助金額を加算
- c) **三世帯同居加算** ～三世帯同居への対応
補助対象の住宅が三世帯同居対応住宅の要件を満たす場合に補助金額を加算
- d) **地域住文化加算** ～地域住文化への支援
地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合に補助金額を加算
- e) **バリアフリー加算** ～バリアフリー対策への支援
第三者機関により住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3以上と評価された住宅の場合に補助金額を加算

※若者・子育て世帯加算 ～若者・子育て世帯への支援 … **令和5年度事業は休止**

事業概要～加算措置①

◆ 地域材加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3(4)a),b)、3.6、募集要領【別紙4】参照

主要構造材（柱・梁・桁・土台）において、本事業における「地域材」の考え方に示す「地域材」を使用すること（主要構造材の全数又は過半に地域材を使用）

- ※ 主要構造材の**全数**とは、柱・梁・桁・土台の全数が地域材であること
- ※ 主要構造材の**過半**とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を地域材が占めること
- ※ 主要構造材に2次部材（母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等）は含まれません
- ※ 地域材とは、対象住宅に使用する木材が、適用申請書でグループ指定の認証制度等によるとともに、原木供給から施工事業者までグループ構成員により供給されるものであること

◆ 三世帯同居加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3(4)c)、3.7、募集要領【別紙5】参照

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置すること

- ※ 所定の数が設けられていても、計画によっては認められない場合もあります
- ※ 対象とする設備等の主な要件

調理室 以下の①～③をいずれも設置していること

- ① 給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンク
- ② コンロ又はIHクッキングヒーター
- ③ キッチン用の換気設備

浴室 給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていること

便所 大便器があること（小便器のみでは要件を満たしません。）

玄関 玄関扉と室内土間（土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が概ね同等の場合に限る。）があること

勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外

- ※ それぞれの要件は、募集要領【別紙5】を確認すること

判断に迷う場合は、予め図面を用意した上で個別に実施支援室までご相談ください。

次ページに続く

事業概要～加算措置②

◆ 地域住文化加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3(4)d)、3.8、募集要領3.3.1(2)d)、評価事務局HP参照

加算が受けられる条件は次の全て

- ① 住宅建設地の地方公共団体が「地域住文化要素基準」を定めていること（右表参照）
- ③ グループが取り入れた3つ以上の「地域住文化要素基準」を満たす住宅を建築すること

※「地域住文化要素基準」は地方公共団体ごとに異なります。

※ 建設地の地方公共団体と異なる地域の地域住文化要素基準を適用することはできません。

完了実績報時の提出書類は次の全て

- ① 対象住宅に取り入れた「地域住文化要素基準」が確認できる「**写真等**」
- ② 建築士が現地や施工記録により基準への適合を確認した「**工事内容確認書**」

「地域住文化要素基準」を定めた
地方公共団体の一覧

令和5年5月23日現在

都道府県	適応地域
北海道	北海道全域
青森県	青森県全域
群馬県	群馬県全域
千葉県	千葉県全域
山梨県	山梨県全域
新潟県	新潟県全域
石川県	石川県全域
福井県	福井県全域
長野県	長野県全域
和歌山県	和歌山県全域
鳥取県	鳥取県全域
島根県	島根県全域
山口県	山口県全域
佐賀県	佐賀県全域
長崎県	長崎県全域
熊本県	熊本県全域

※適応地域の要素基準は[評価事務局HP](#)で案内しています。

[次ページに続く](#)

事業概要～加算措置③

◆ バリアフリー加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3(4)e)参照

加算が受けられる条件は次の全て

- ① 住宅性能表示制度の高齢者配慮対策等級（専用部分）の等級3 ※以上を満たす住宅を建築すること
- ② 登録住宅性能評価機関で評価された住宅であること
※詳しくは住宅性能表示制度の評価方法基準第5 9-1(3)ハを参照してください。

完了実績報告時の提出書類は次の何れか

- ① 住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3以上と評価された対象住宅の「**設計住宅性能評価書**」及び建築士が現地や施工記録により評価基準への適合を確認した「**工事内容確認書**」
- ② 住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3以上と評価された対象住宅の「**建設住宅性能評価書**」

採択通知について①

◆ 採択通知のイメージ

国住木第76-〇〇〇号
令和5年7月3日

〇〇〇協議会
〇〇〇〇様

国土交通省

令和5年度地域型住宅グリーン化事業
に関するグループの採択の結果について(通知)

令和5年度地域型住宅グリーン化事業のグループ募集において、……別紙のとおり採択することが決定しましたので、通知します。

……

……

……

**本事業で着工が可能となる日
(関係法令の着工制限も遵守
すること)**

(担当)
国土交通省住宅局住宅生産課
〇〇〇〇

グループへの配分額

(参考)補助金額一覧 (別紙2)

(別紙1)

1.グループの名称
〇〇〇協議会

2.グループへの配分額【I期中】
(I)子どもエコ活用タイプ
○加算部分

(II)通常タイプ
○本体部分

○加算部分

⋮

3.グループ番号
12-9999-1234

⋮

グループ番号 →10桁のうち
下4桁を問合せ等で使用します。
この場合「**1234**」となります。

附帯条件及び留意事項 (別紙3)

1. 附帯条件

①.....
②.....
⋮
○.....
○.....

2. 留意事項

①.....
②.....
③.....
④.....

附帯条件
これを守らないと交付決定
が取り消されます。
補助金は支払われません。

留意事項
必ず確認してください。

令和5年度の採択通知は、国土交通省から
グループ事務局担当者様へメールで送付し
ています。

次ページに続く

採択通知について②

◆ 加算措置について②

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1、2.3.2参照

➤ 施工事業者の補助金活用実績※1に応じて補助金を活用する実施枠※2が異なります。

※1 「補助金活用実績」の該当事業名は、以下のa) からh) が対象。

a) からg) は補助金の交付実績で判断。h) は交付申請を行った場合に活用実績「有」と判断。

a) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業 (補正予算による事業を含む)

b) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業 (補正予算による事業を含む)

c) 平成29年度地域型住宅グリーン化事業

d) 平成30年度地域型住宅グリーン化事業

e) 令和元年度地域型住宅グリーン化事業

f) 令和2年度地域型住宅グリーン化事業 (補正予算による事業を含む)

g) 令和3年度地域型住宅グリーン化事業 (補正予算、追加予算による事業を含む)

h) 令和4年度地域型住宅グリーン化事業

※2 **長寿命型**における補助金活用実績※1に応じた実施枠

「未経験枠」 長期優良住宅の補助金活用実績※1の合計3戸以下の施工事業者が活用できる実施枠

「制限なし枠」 全ての施工事業者が活用できる実施枠

ゼロ・エネルギー住宅型における補助金活用実績※1に応じた実施枠

「未経験枠」 ゼロ・エネルギー住宅(ZEH, Nearly ZEH, ZEH Oriented)の補助金活用実績※1の合計3戸以下の施工事業者が活用できる実施枠

「制限なし枠」 全ての施工事業者が活用できる実施枠

[次ページに続く](#)

採択通知について③

※詳しくは、採択通知、マニュアル第1章2.3.1参照

◆ 採択通知の配分額

【こどもエコ活用タイプ】

I 期中にグループ内で活用できる補助金額です。

○加算部分

配分枠		実施枠
区分（住宅の性能）	活用実績	
<共通> (1)長寿命型、(2)ゼロ・エネルギー住宅型	①未経験枠	〇〇〇万円
	②制限なし枠	〇〇〇万円

※グループに配分された実施枠から、加算措置を利用する種類や数に応じて、1 住戸あたり5万円から40万円の範囲内で活用します。

※こどもエコすまい支援事業の予算執行状況により、本事業の物件登録期間であっても受付を締め切ることがあります。

※ゼロ・エネルギー住宅型には、ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応、ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH、ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素が含まれます。（本資料次頁同様）

※「未経験枠」「制限なし枠」は、本資料 24ページ※2参照（次頁以降同様）

次ページに続く

採択通知について④

◆ 補助金額

※詳しくは、採択通知、マニュアル第1章2.3.1参照

【こどもエコ活用タイプ】

区分	住宅の性能	活用実績	本体部分	加算額				
				配分	a)~e)※ のうち 2つ以上利用	a),c),e)※ のうち 1つ利用	b),d)※ のうち 1つ利用	
長寿命型	認定長期優良住宅	未経験枠	こどもエコ すまい支援事業 の補助金 100万円	①	35万円	25万円	15万円	
		制限なし枠		②	25万円	15万円	5万円	
ゼロ・エネルギー 住宅型・長期対応	ZEH Nearly ZEH	未経験枠		①	40万円	30万円	20万円	
		制限なし枠		②	30万円	20万円	10万円	
ゼロ・エネルギー 住宅型・ZEH	ZEH Nearly ZEH	未経験枠		こどもエコ すまい支援事業 事務局から 支払われます	①	35万円	25万円	15万円
		制限なし枠			②	25万円	15万円	5万円
ゼロ・エネルギー 住宅型・低炭素	ZEH Oriented 認定低炭素住宅	未経験枠	①		10万円	なし	なし	
		制限なし枠			なし	なし	なし	

※加算措置の種類

- a) 地域材加算 (全て)
- b) 地域材加算 (過半)
- c) 三世帯同居加算
- d) 地域住文化加算
- e) バリアフリー加算

※ a) と b) は併用できません。

次ページに続く

採択通知について⑤

◆ 採択通知の配分額

※詳しくは、採択通知、マニュアル第1章2.3.2参照

【通常タイプ】

I 期中にグループ内で活用できる補助金額です。

○本体部分

配分枠		実施枠
区分（住宅の性能）	活用実績	
(1)長寿命型	③未経験枠	〇〇〇万円
	④制限なし枠	〇〇〇万円
(2)ゼロ・エネルギー住宅型	⑤未経験枠	〇〇〇万円
	⑥制限なし枠	〇〇〇万円

※グループに配分された実施枠から、1住戸あたり35万円から70万円の範囲内で活用します。

※活用する補助金額は5万円単位とし、「補助対象となる経費」×1/10の額の端数は切り捨てとします。

○加算部分

配分枠		実施枠
区分（住宅の性能）	活用実績	
<共通> (1)長寿命型、(2)ゼロ・エネルギー住宅型	⑦未経験枠	〇〇〇万円
	⑧制限なし枠	〇〇〇万円

※グループに配分された実施枠から、加算措置を利用する種類や数に応じて、1住戸あたり5万円から40万円の範囲内で活用します。

[次ページに続く](#)

採択通知について⑥

◆ 補助金額

【通常タイプ】

※詳しくは、採択通知、マニュアル第1章2.3.2参照

区分	住宅の性能	活用実績	本体部分		加算額			
			配分	補助金額の上限	配分	a)~e)※のうち2つ以上利用	a),c),e)※のうち1つ利用	b),d)※のうち1つ利用
長寿命型	認定長期優良住宅	未経験枠	③	70万円	⑦	35万円	25万円	15万円
		制限なし枠	④	70万円	⑧	25万円	15万円	5万円
ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応	ZEH Nearly ZEH	未経験枠	⑤	70万円	⑦	40万円	30万円	20万円
		制限なし枠	⑥	70万円	⑧	30万円	20万円	10万円
ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH	ZEH Nearly ZEH	未経験枠	⑤	70万円	⑦	35万円	25万円	15万円
		制限なし枠	⑥	70万円	⑧	25万円	15万円	5万円
ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素	ZEH Oriented 認定低炭素住宅	未経験枠	⑤	70万円	⑦	10万円	なし	なし
		制限なし枠	⑥	70万円		なし	なし	なし

※加算措置の種類

- a) 地域材加算（全て）
- b) 地域材加算（過半）
- c) 三世帯同居加算
- d) 地域住文化加算
- e) バリアフリー加算

※ a) と b) は併用できません。

事業概要～1社あたりの補助金の上限

◆ 施工事業者1社が受けられる補助金活用戶数の上限

※詳しくは、マニュアル第1章2.5参照

	長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型
上限戸数	7戸	7戸

※補助金活用実績による上限戸数の違いはありません。

※1戸あたりの上限額を引き下げても、上限戸数は上表のとおりです。

※ゼロ・エネルギー住宅型は、ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented、認定低炭素住宅の**合計**です。

※中規模工務店は、この表によらず、長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型それぞれ1戸までとします。

事業概要～補助対象となる経費

◆ 補助対象となる経費

※詳しくは、マニュアル第1章2.6参照

木造住宅の建設に要する費用であって、次表※1のとおりです。

科目	説明
建設工事費※2 (補助対象工事費)	主体工事費 建築主体の工事に要する費用 但し、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く
	屋内電気設備工事費 屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む。）の取付けに要する費用
	屋内ガス設備工事費 屋内のガス設備の設置工事に要する費用
	屋内給排水設備工事費 屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用

外壁面に設置する
給湯器を含む

※通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となります。

※現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に**含める**ことができます。

※1 この表以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は**補助対象外**です。

※2 建築主が自ら購入したもの（施主支給品）、住宅設備等のリース品は**補助対象外**です。

事業概要～補助対象外費用

※詳しくは、マニュアル第1章2.6参照

◆ 補助対象外費用

次表の費用は補助対象外※1です。

対象外費用		項目
用地費・土工事費等		用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等
工事費	本体関係	地盤改良工事、解体工事
		インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費 (工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可とします)
		太陽光発電設備(付属するモニターを含む)、昇降機
		煙突、アンテナ、屋上緑化等
	屋外関係	屋外給排水工事、屋外ガス設備工事、屋外附帯設備、浄化槽、受水槽等
		幹線引込み工事 外構工事(屋外緑化工事含む)、ウッドデッキ等
購入品	分離して購入できるもの(カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料※2・遮熱シート、ペレットストーブ、エアコン※3、後付けの家具等)	
設計・監理・申請関係費	設計料、構造計算費用、工事監理費	
	上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費等	

※1 工事請負契約に補助対象外費用が含まれる場合、当該対象外費用に係る間接経費等も補助対象外です。

※2 付加的に塗布する塗料とし、仕上げ材と一体になっているものは補助対象となります。

※3 一体型エアコン(冷媒配管等の工事が不要な簡易型のエアコン)は補助対象外となりますが、工事を伴うエアコンは補助対象となります。

事業概要～他の補助事業との併用

※詳しくは、マニュアル第1章2.7参照

◆ 他の補助事業との併用

➤ 国の他の補助金（国費が含まれる事業を含む）の対象となっている事業と併用することは原則できません。

地方公共団体が実施する補助事業についても国費が含まれている場合がありますのでご注意ください。・・・地方公共団体に確認してください。

併用とは

「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用すること

➤ 次の事業とは**一切の併用はできません**。

① Z E H 支援事業

② Z E H + 実証事業

③ **こどもエコすまい支援事業**

（ただし、**【こどもエコ活用タイプ】**を用いて、こどもエコすまい支援事業の予算を活用する場合は、併用にはあたりません）

④ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業

⑤ 住宅の建設に関する都道府県等からの補助（国庫補助が含まれているもの）のうち補助対象が本事業と重複するもの

⑥ **同一の住宅**を本事業の複数の事業の種類に申請すること

➤ 補助対象が明確に切り分けられる場合は、前記以外の他の補助事業の対象となる部分を本事業の補助対象の経費から除くものについて本事業の補助対象となる場合があります。

➤ **国費が含まれていない補助事業との併用**は一切の制限はありません。

➤ 「住まいの復興給付金」「被災者生活再建支援制度による支援金（加算支援金含む）」との併用は可能です。

事業概要～実施体制・申請の制限

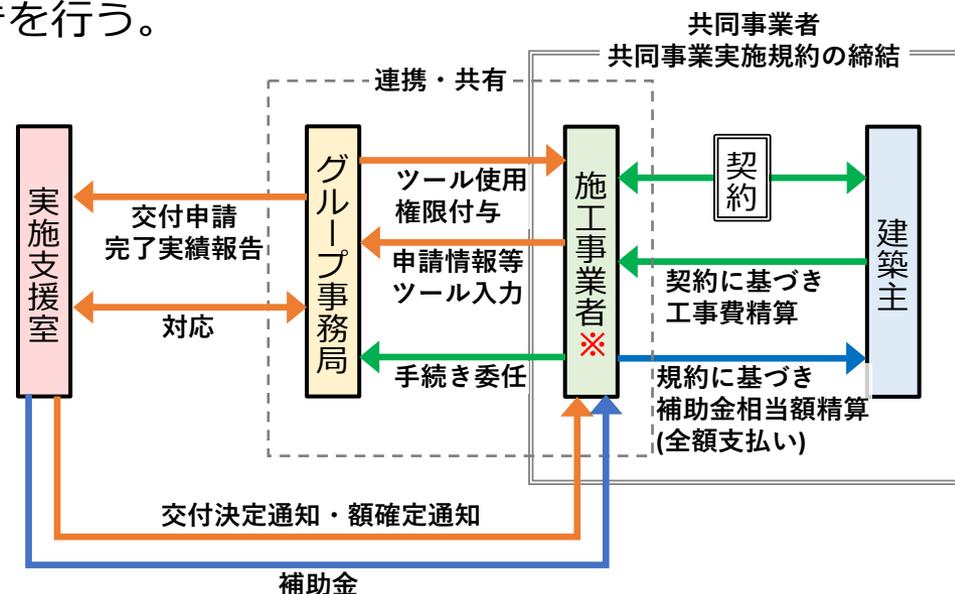
※詳しくは、マニュアル第1章3.1.1、3.1.2、3.1.3参照

◆ 実施体制

- ▶ 本事業は建築主（売買契約による住宅は買主）と施工事業者が交付申請等の手続きを共同して行うことになるが、施工事業者が代表として交付申請者（補助事業者）となる。
- ▶ **共同事業実施規約**により、次の事項を双方で申告・確認のうえ、締結した書面を**建築主（買主）と施工事業者の双方で所持、保管**すること。
→要件等の確認、申告事項、交付申請等の手続き、補助金の還元、不承認の対応
- ▶ 共同事業実施規約は、交付申請時に写しの提出が必要。
- ▶ 建築主（買主）と施工事業者は、交付申請等の手続きを共有しながら本事業を遂行すること。
- ▶ 交付申請等の手続きは、グループ事務局が施工事業者から委任を受け、グループ事務局が中心となって**施工事業者と連携・共有**しながら手続きを行う。

◆ 申請の制限

- ▶ 施工事業者、建築主は次の何れかに該当する場合は交付申請が制限されます。
 - ・令和2年度以降に国土交通省住宅局所管の補助金の返還を求められたことがある者
 - ・暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にある者
- ▶ 共同事業実施規約で申告が必要です。



※代表として交付申請者（補助事業者）

※詳しくは、マニュアル第1章3.1.2参照

次ページに続く

事業概要～補助金の還元

※詳しくは、マニュアル第1章3.1.3参照

◆ 補助金の還元

➤ 本事業では、**補助金を建築主（買主）に還元**していただく必要があります。還元方法は、完了実績報告に基づく「額の確定通知」後に**施工事業者が受領する補助金の全額を建築主（買主）に支払うことにより還元**していただきます。考え方は次の通りです。

- ① “本事業の要件を満たすための性能の向上”等に関する費用も含めた工事費を契約額とする。
- ② 建築主（買主）は、契約額の全額の支払いをする。
- ③ 完了実績報告後、施工事業者が実施支援室から受領した**補助金の全額を建築主（買主）に現金（振込可）で支払う**。

➤ 補助金の還元方法は、本事業で定めており、共同事業実施規約で双方で確認していただきます。

還元の方法	補助金受領後に建築主（買主）へ補助金全額を支払い
工事請負契約	
工事費の支払い	
補助金の流れ ※補助金が140万円の場合	

<重要>

- ・ 補助金額分を予め工事費から差し引いた額を契約額としてはいけません。
- ・ 工事費の支払いの際に、補助金額分（または一部）の支払いを猶予し、施工事業者が受領した補助金を充当してはいけません。
- ・ 建築主（買主）に補助金相当額を支払う際に、追加工事や諸経費等の支払いと相殺せず、補助金相当額と切り分けてください。

契約書の建築主と共同事業実施規約の建築主は一致させてください。

【こどもエコ活用タイプ】はこどもエコすまい支援事業での本体部分の「補助金の支払いと還元」は「現金で支払う方法」を選択していただきます。

事業概要～実施体制・申請の制限

◆ 共同事業実施規約

➤ 第1条 (要件等の確認)

交付規程、マニュアル等をよく参照し、要件へ合致することの確認に関すること

➤ 第2条 (申告)

過去の補助金返還の有無、暴力団等との関係、関係会社の関係の申告に関すること

➤ 第3条 (交付申請等)

建築主、施工事業者、グループ事務局における交付申請等の手続きに関すること

➤ 第4条 (補助金の還元)

建築主への補助金を還元する方法に関すること

➤ 第5条 (不承認)

補助金交付に至らなかった場合の対応に関すること

➤ 第6条 (消費エネルギー量調査への協力)

14か月間の消費エネルギー報告の了承に関すること

➤ 第7条 (アンケート・ヒアリング・計測への協力)

アンケート・ヒアリング・計測への協力に関する了承に関すること

➤ 建築主は氏名の記名押印または自書による署名

施工事業者は、名称、代表者名(役職・氏名)の記名押印

※詳しくは、マニュアル第1章3.1.1、3.1.2、3.1.3参照

<施工事業者の原本の写しをアップロード>
令和5年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和5年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。))に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下のイからリ)の全ての事項について、了解したものとす。

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金の補助対象となる住宅について、構造安全性の確認と量量計算等で行い耐震性能が住宅性能表示制度の耐震等級2である場合、乙からの説明を甲が確認したうえで、耐震要件に関する同意書を本事業実施支援室(以下「実施支援室」という。)に提出すること

(ハ) 住宅の建設に関して、補助対象の経費となるべき部分を分離発注者に発注する場合、甲は乙に必要な情報を提供し、乙は分離発注者が実施する内容が本事業で定める要件及び事項に適合していることを確認すること

(ニ) 本補助金活用の方法が【こどもエコ活タイプ】の場合、乙が本事業評価事務局(以下「評価事務局」という。))及び実施支援室に提出した申請書類のうち、こどもエコすまい支援事業の申請に必要な書類を評価事務局及び実施支援室がこどもエコすまい支援事業事務局に提供すること

(ホ) 本補助金を受けた住宅については甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ヘ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、担保に供し、又は取り壊すことを行う。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと

(ト) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと

(チ) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されること

(リ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを行ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承認し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下のイからハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。なおロ)及びハ)については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 令和2年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
(有り)の場合の返還補助金の概要は別紙による

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等の関係にあること

【申告】※	
(イ)	甲(建築主又は買主)、乙(補助事業者)について
□ 無し	□ 有り
□ 該当しない	□ 該当する
甲(建築主又は買主)、乙(補助事業者)の関係について	
(ハ)	□ 該当する(三者見解を提出)
□ 該当しない	□ 該当する(原簿による申請)

※甲乙の何れかの者が申告内容に該当する時は、(イ)は「有り」、(ロ)は「該当する」にチェック

2 前項の申告内容に虚偽等があることが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同で行う。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙は共有のうえ代表して乙が行い、乙はグループ事務局と連携しグループ事務局へ交付申請等の手続きを委任するものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認められた後に乙に通知する補助金の額(「補助金の額の確定通知書」に記載されている額)

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

(消費エネルギー量調査への協力) **ゼロ・エネルギー住宅のうち、ZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedに關する**

第6条 甲は、本事業の完了および入居後、欠損のないデータが計測可能になってから、一次エネルギー消費量(電気、都市ガス、LPG、灯油、重油他)を14か月分記録し、乙に提出するとともに、これらの資料について公開することを了承する。

(アンケート・ヒアリング・計測への協力) **ゼロ・エネルギー住宅のうち、ZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedに關する**

第7条 甲は、本補助事業に伴い、乙より本補助事業に関する事項及び本建物についてのアンケート・ヒアリング・計測などを依頼する場合は、これらに協力するものとし、その資料について公開することを了承する。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保存するものとする。乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

該当する場合チェック欄 □ 甲乙間の本件工事請負契約書又は売買契約は、電磁的措置(電子契約)により締結したものであることを申告します。

令和 年 月 日	【乙】の所属グループ名
【甲】建築主又は買主 氏名	【乙】補助事業者 名称
氏名	代表者(役職・氏名)
【甲】は記名押印又は自筆による署名とする	【乙】は申請報告ツールに登録した印を使用してください

事業概要～申請等のスケジュール

※詳しくは、マニュアル第1章3.4参照

◆ 配分方式及びスケジュール

本事業の配分方式として「事前枠付与方式」と「先着順方式」の2種類。

- ① I期「事前枠付与方式」採択の際にグループに対して区分ごとに割り当てられた配分額により実施する活用方式
- ② II期「先着順方式」I期で失効した配分額により、区分ごとの実施枠に割り当てて実施する活用方式

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
交付申請	I期（採択日(7/3)～11/20）					II期（12/前半(予定)～）				
◆事前枠付与方式 ・物件登録※1 ・交付申請※3	採 択	7/5～11/20※2				活用可能な予算に上限があり、移行できる予算が少ないこともあるため、確実に活用できる確約はありません。				
		9/月上旬(予定)～11/20								
◆先着順方式※4 ・物件登録 ・交付申請							12/前半(予定)～		II期の詳細は後日公表	
							12/前半(予定)～			
完了実績報告 ◆共通 ・完了実績報告※5						～2/9				

- ※1 【こどもエコ活用タイプ】は、物件登録時にこどもエコすまい支援事業の交付申請（交付申請の予約を含む）で必要な書類、情報等を提出していただきます。
- ※2 【こどもエコ活用タイプ】は、こどもエコすまい支援事業の予算の執行状況により、物件登録期限前でも物件登録を締め切ることがあります。

- ※3 本事業のスケジュールです。こどもエコすまい支援事業の交付申請スケジュールではありません。
- ※4 II期先着順方式の予算の活用方法やスケジュール等の詳細は後日公表します。
- ※5 やむを得ない事情で事業完了が遅れ、完了実績報告提出期限までに完了実績報告書を提出できない場合は実施支援室までご相談ください。

事業概要～配分方式①

◆ I 期 事前枠付与方式について

※詳しくは、マニュアル第1章2.4.1参照

物件登録開始日、交付申請ツール公開日は、グループ事務局ツールでお知らせします。

物件登録期間 令和5年7月5日から令和5年**11月20日**（月）

地域型住宅グリーン化事業の交付申請期限
令和5年**11月20日**（月）※

※【**こどもエコ活用タイプ**】で、グループ事務局ツールから行った**こどもエコすまい支援事業**における「**交付申請の予約**」後の交付申請期限とは異なりますのでご注意ください。

- 交付申請の際は、予め「物件登録」を行っていただきます。
- 物件登録が可能な住宅は、本事業の要件（【**こどもエコ活用タイプ**】はこどもエコすまい支援事業の）を満たしていることを確認して**着工した住宅**です。更に、請負による住宅は、**工事請負契約締結後に着工**している住宅、売買は買主が決定し住宅の**売買契約締結済**の住宅が対象になります。
- 物件登録では、**契約済みの契約書の情報や建設地、活用する補助額、着工日**を登録していただきます。（【**こどもエコ活用タイプ**】はこどもエコすまい支援事業で必要な書類、情報等を含む）
 - **物件登録時点で着工していない物件や、物件登録情報と建設地が異なる場合は交付申請を無効**とし、交付申請を取り下げさせていただきます。**交付申請の審査時に、着工日や建設地を確認**します。
- 【**こどもエコ活用タイプ**】は、こどもエコすまい支援事業の予算の執行状況により、物件登録期限前でも物件登録を締め切ることがあります。
- 物件登録期間を過ぎると、物件登録ツールに登録していない配分額は自動的に**失効**します。更に、**物件登録ツールに登録しても交付申請期限を過ぎると、交付申請ボタンは非表示**になり、登録した物件情報、活用額は自動的に**失効**し、失効した予算はⅡ期先着順へ移行します。

[次ページに続く](#)

事業概要～配分方式②

◆ II期 先着順方式について

※詳しくは、マニュアル第1章2.4.2参照

予算の活用方法やスケジュールの詳細は、決定後にお知らせいたします。

物件登録期間 令和5年12月前半(予定)から(最終は未定)

地域型住宅グリーン化事業の交付申請期限

物件登録後20日以内、ただし最終は未定

- 交付申請の際は、予め「物件登録」を行っていただきます。
- 物件登録が可能な住宅は、本事業の要件を満たしていることを確認して着工した住宅です。請負による住宅は、工事請負契約締結後に着工した住宅、売買は買主が決定し住宅の売買契約締結済の住宅が対象になります。
- 物件登録では、**契約済みの契約書の情報や建設地、活用する補助額、着工日を登録していただきます。**
 - **物件登録時点で着工していない物件や、物件登録情報と建設地が異なる場合は交付申請を無効とし、交付申請を取り下げさせていただきます。交付申請の審査時に、着工日や建設地を確認します。**
- 物件登録しても**交付申請期限を過ぎると、交付申請ボタンは非表示**になり、登録した物件情報、活用額は自動的に失効します。失効した予算は翌日に予算残額に戻り、**失効した物件の再登録はできません**のでご注意ください。

失効した件数が3件に達したグループは、物件登録ツールによる登録を1週間凍結します。

登録した物件を評価事務局へ削除依頼し、削除した場合も失効件数に含みます。

**ご視聴いただき
ありがとうございました。**

地域型住宅グリーン化事業実施支援室